

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の  
制定について

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則を次のよう  
に制定する。

2020年（令和2年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が始まることから、会計年度任用職員に係る新たな職種等の設置に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で教育委員会に配置されるもの(以下「職員」という。)の区分及び職種を定めるものとする。

(職員の区分)

第2条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。

(職種名)

第3条 前条に規定する職員について、その職務の内容を区分し、明確にするため、次の表に掲げる職種を置く。

職員	職種名
事務職員	一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 支援教員 新入生サポート講師 市費講師(小学校) 市費講師(中学校) 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 一般教員 部活動指導員
技術職員	看護師
技能労務職員	調理業務員(学校) 調理補助員(学校)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。